

○伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則

平成20年3月26日規則第10号

改正

平成24年3月27日規則第10号

平成25年9月20日規則第31号

平成26年3月27日規則第9号

平成27年3月6日規則第5号

伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年伊豆市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 条例第2条第1号に規定する契約の適用範囲は、次に掲げる契約とする。

- (1) 複写機を借り入れる契約
- (2) 印刷機を借り入れる契約
- (3) 通信機器を借り入れる契約
- (4) 視聴覚機器を借り入れる契約
- (5) 測定機器を借り入れる契約
- (6) 医療機器（検査機器を含む。）を借り入れる契約
- (7) 厨房機器を借り入れる契約
- (8) 車両を借り入れる契約
- (9) 電子計算機を借り入れる契約
- (10) 電子計算機と一体で使用する機械機器及びシステムのソフトウェアを借り入れる契約
- (11) 駐車場の設備を借り入れる契約

2 条例第2条第2号に規定する契約の適用範囲は、次に掲げる契約とする。

- (1) 施設の警備業務に係る契約
- (2) 施設の清掃業務に係る契約
- (3) 施設利用者の受付業務に係る契約
- (4) 設備の運転及び保守管理業務に係る契約
- (5) 電子計算機及びその周辺機器等の情報処理機器の保守に係る契約
- (6) 電子計算機処理に関するプログラムの保守及び運用に係る契約
- (7) 一般廃棄物の収集運搬業務に係る契約
- (8) 電気保安業務に係る契約
- (9) 市税その他の公金の収納業務に係る契約

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月20日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月6日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。